


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄			
件名	東大和市公文規程の一部を改正する規程について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>訓令文の一部改正等の形式について、国の訓令改正の形式を参考に、整理を行う。 また、東京都等を参考に公文の名称・形式の整理を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①訓令文の一部改正、全部改正、廃止の形式を規則の改正の形式と整合する形に改正する。 ②公文の名称のうち「法規文」を「例規文」に変更する。 ③公文の形式を整理する。 ④所要の文言整理</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日（訓令文の改正は、同日以後の文書課長審査分から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①内部の事務処理に関する改正であるため市民への影響はない。 ②訓令文の改正は、例規審査において審査の形式上の基準が変更されるが、その他の改正内容は現行の実務処理との整合性を図るための改正で、影響はない。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>26年12月 公文規程の検討 27年3月 秘書広報課、学校教育課、議会事務局及び監査委員事務局と調整 27年3月 文書課法規係において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>訓令文の改正については、職員周知を予定</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。